

子育て世帯への食を通じたつながり支援補助金交付要綱

令和3年5月31日 市長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響で生活が厳しい状況になるなど、支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯等（以下、対象者という）を、食品等の提供を通じて、地域や行政等の支援機関につなげることを目的として、民間団体等が行う多様な取り組みに対する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次条に定める補助対象団体が実施する、次に掲げる要件をすべて満たす子育て世帯への食を通じたつながり支援（以下、「つながり支援」という）とする。

- (1) 前条の趣旨に合致しており、神戸市等より提供された食品等を対象者に対し、次のいずれかに該当する方法で提供すること
 - ア スポットの的に場所を借り上げるなどし、週1回以上かつ1日あたり3時間以上、食品等の配布を行う
 - イ テナント等を常時借り上げ、週2回以上かつ1日あたり3時間以上、食品等の配布を行う
 - ウ その他、神戸市において認められた方法により提供する
- (2) 1月あたりおおむね延べ40世帯以上（(1)イの常時借り上げを行う場合は、1月あたり延べおおむね80世帯以上）の配布が見込めること
もし、実際の食品等提供世帯数が著しく少ない場合は、改善に努めること
- (3) 行政等の支援につながっていない又はつながりの希薄な対象者へ食品等を提供できるよう工夫すること
- (4) 食品等の配布を行う場合は、対象者ができるだけ人目を気にせず取りに来られるよう工夫すること
- (5) 食品等の提供を行った対象者に対して、必要に応じて行政や地域等の支援につなげること
- (6) 食品等の配布を行う場合は、配布場所について、地域住民の理解と協力を得られること
- (7) 営利を目的とした事業でないこと
- (8) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (9) 利用料を徴収しないこと
- (10) 「神戸市こどもの居場所づくり事業補助金」の交付を受けている場合は、事業を明確に分け、重複しないこと
- (11) 国、兵庫県、神戸市（(10)を除く）、民間団体からの助成や事業の委託等を本事業と重複して受けていないこと

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 神戸市内の活動拠点又は神戸市内の地域課題への取組実績を有する団体。なお、当該団体が法人格を有しない場合（ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、老人会、青少年育成協議会などの地域団体を除く。）は、団体の構成員が10名以上であり、構成員の過半数が神戸市内在住、在勤又は在学で、市が適当と認める地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の1年以上の活動実績を有すること。
- (2) つながり支援を実施するための物的・人的能力を有すること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体でないこと

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、つながり支援事業の実施に要する経費のうち別表1に掲げる経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表2の補助基準額を上限とし、予算の範囲内で決定する。

- 2 補助金額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、別に定める申請期間に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書
- (3) 申請団体の概要（定款等の規約、役員等の名簿、1年以上の地域活動等の活動実績がわかる資料）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(審査・交付決定)

第7条 前条に基づく申請については、こども家庭局に設置する審査会において、要件への適合性、事業の効果、計画性（実現可能性）、収支の妥当性、当該地域の子育て世帯への食支援等の実情を総合的に考慮して、予算の範囲内で補助の採否及び補助予定額を審査し、市長はこれに基づき補助金の交付決定を行う。

- 2 前項の規定により、補助金を交付することを決定した団体（以下、「補助団体」という。）には補助金交付決定通知書（様式第3号）を、補助金を交付しないことを決定した団体には補助金不交付決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を、事前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助団体は、当該年度の事業が完了したとき(中止又は廃止した場合を含む。)は、市長の定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書(様式第9号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等にかかる収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は実績報告書類の審査等を行い、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、補助団体に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第10号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助団体は、前条の規定に基づく交付額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第11号)により、すみやかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助交付額の確定後、補助団体からの請求(様式第12号)に基づき、補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、補助団体に対して、補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払いにて交付できるものとする。

3 補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補助

予定額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとする。

(状況報告等)

第 13 条 補助団体は毎月 10 日までに、前月の食品等を提供した対象者数等及び食品等の取扱状況を様式第 14 号、様式第 15 号に記入の上、市こども未来課に提出するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して、事業の遂行状況に関し、報告を求め、実地について調査を行うものとする。
- 3 補助団体は、必要に応じて神戸市が実施する情報交換会に参加するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第 14 条 市長は、交付決定団体が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。なお、補助金の交付決定を取消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により当該補助団体に通知するものとする。

- (1) 補助金を本事業の用途以外に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前 2 号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(財産の管理等)

第 15 条 補助団体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金の管理等)

第 16 条 補助団体は、補助金の管理のため、補助金の用途を明確にした帳簿類の整備、管理及び領収書等の保管等による適正な経理を行い、当該助成金の活動の終了又は中止(廃止)後、当該活動年度の次年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に関する書類の提出及び報告を求めることができ、補助団体はこれに従うものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し実地調査を行うことができ、補助団体はこれに従うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 補助団体は、つながり支援事業の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、本事業実施により知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。また、本事業終了後も同様とする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

費 目	内 容
人件費	ボランティアの謝金等人件費、交通費
事業費	消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、食品購入費、保険料、光熱水費、会場借上費、テナント等賃借料、配送料
備品購入費	その性質形状を変えることなく、おおむね 1 年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（消費税含む）が 2 万円以上のものを備品とする。 ただし、机・椅子類は金額に関係なくすべて備品とする。 なお、活動を記録するためのカメラやビデオ、パソコンなど当該事業以外にも利用する備品購入費は対象外とする。
改修費	新規でテナント等を借り上げる場合において、事故防止のための床補修等、必要最低限の改修に要する費用のみ対象とする。

なお、団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、通常よりも著しく高額な経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費は対象外とする。

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象事業		補助基準額
第 2 条第 1 項第 1 号 アに該当		500,000 円
第 2 条第 1 項第 1 号 イに該当		1,000,000 円
第 2 条第 1 項第 1 号 ウに該当	第 2 条第 1 項第 1 号アに準じる 場合	500,000 円
	第 2 条第 1 項第 1 号イに準じる 場合	1,000,000 円

- (1) 上記のうち、第 2 条第 1 項第 1 号イもしくは、第 2 条第 1 項第 1 号ウ（ただし、第 2 条第 1 項第 1 号イに準じる場合に限る）に該当する場合において、テナント等を新規で借り上げて実施する場合は、補助団体ごとに 1 回限り、必要最低限の改修などに要する費用として、1,000,000 円を加算する。
- (2) 補助対象となる期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、期間途中で事業を開始した場合は、事業開始日とその月の 14 日までの場合はその月を、15 日以降の場合は翌月を起算月として上記の補助基準額を月割し補助する。